

活用業務届出書

企 営 155500000699 号
2 0 2 5 年 7 月 2 日

総務大臣 殿

郵便番号 5 3 4 - 0 0 2 4

(ふりがな) おおさかふおおさかしみやこじまくひがしのだまち

住 所 大阪府大阪市都島区東野田町四丁目 15 番 82 号

(ふりがな) えぬていていにしにほんかぶしきがいしゃ

氏 名 N T T 西日本株式会社

代表取締役社長

きたむら りょうた
北村 亮太

日本電信電話株式会社等に関する法律第二条第六項及び日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則第二条の四の規定に基づき、別紙の業務について届出します。

(別紙)

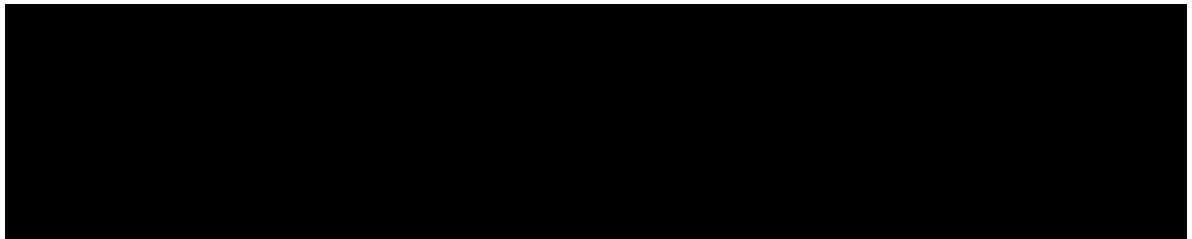
1. 業務の内容

N T T西日本株式会社（以下「当社」という。）が、地域電気通信業務等を営むために保有する技術及びその職員を活用し、当社の地域電気通信サービスを利用していないお客様を含む全国のお客様（自治体や他のインフラ事業者様等を含む。）に対して、お客様のニーズ（機能や仕様、価格）に合った「お客様が所有する設備（当社の地域電気通信サービスを利用するための設備を除く。）の調査、設計、建設、保守の受託」、「お客様の業務のコンサルティング・受託」、「端末機器等の販売及びこれに附帯する関連工事等」の業務を実施する。

2. 業務の開始時期

2025年8月1日（予定）

3. 業務の収支の見込み



なお、収支の前提となるサービスの収入算定・費用算定の考え方は添付資料のとおり。

4. 所要資金の額及びその調達方法

（1）所要資金



（2）調達方法

なし

5. 業務を営む理由

当社は、当社の地域電気通信サービスを利用しているお客様に対して、当該サービスを利用するための電気通信設備や電気通信システムの設計、建設、保守受託等の「お客様設備の調査、設計、建設、保守等の受託」や、

ネットワーク環境構築に向けた計画策定業務等の「お客様の業務のコンサルティング」、電話機や複合機等の情報機器の販売・取付工事等を行う「端末機器販売及び附帯関連工事」を附帯業務として実施しているが、お客様業務のコンサルティングと合わせた業務のアウトソースニーズや、当社の地域電気通信サービスを利用していないお客様等から同様の業務の委託等のニーズがある。

また、近年の人手不足の影響に加え、老朽化設備の増加により、道路・水道管・電柱等の社会インフラの点検・保守業務に課題を抱えている自治体や他のインフラ事業者様等からも、当社の設備部門が電気通信設備等の管理運営業務に付随してお客様が所有する設備の点検・保守等を実施することで、社会全体のインフラを効率的に維持していくニーズがある。

こうしたニーズに当社としても対応していくために、当社の地域電気通信サービスを利用していないお客様を含む全国のお客様に対して、お客様のニーズ（機能や仕様、価格）に合った「お客様が所有する設備の調査、設計、建設、保守の受託」、「お客様の業務のコンサルティング・受託」、「端末機器等の販売及びこれに附帯する関連工事等」の業務を実施することとしたものである。

6. 活用しようとする設備、技術及び職員の概要

（１）設備
なし

（２）技術
現在、本来業務を営むために保有する技術。

（３）職員
現在、本来業務を営むために保有する職員。

7. 電気通信事業の公正な競争を確保するために講ずる具体的な措置

本業務を営むにあたって、他事業者が当社と同様の業務を実施する上で重要かつ不可欠な要素について、以下のとおり、両者間の同等性を確保するために必要な措置を講ずることとする。

（１）ネットワークのオープン化

本業務は、当社の地域電気通信サービスを利用していないお客様を含む全国のお客様に対して、お客様が所有する設備等に係る業務を実施す

るものであり、本業務を営むにあたって、当社の地域電気通信サービスの利用を必須としない。

(2) ネットワーク情報の開示

本業務は、当社の地域電気通信サービスを利用していないお客様を含む全国のお客様に対して、お客様が所有する設備等に係る業務を実施するものであり、本業務を営むにあたって、当社の電気通信サービスの利用を必須としない。

(3) 必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保

本業務は、既に他の企業が提供しているサービスと同様のものであり、他事業者が本業務と同様のサービスを実現する場合に当社の保有する情報の中に新たに必要不可欠となる情報はないと考える。

(4) 営業面でのファイアーウォール

従来から、営業面でのファイアーウォールについては、以下のとおり所要の措置を講じており、今後とも公正な競争が阻害されることのないよう配意することとし、営業面でのファイアーウォールを確保していく考えである。

- ① 本社や支店において、設備部門と設備部門以外の組織は別々の組織として設置しており、接続の業務を通じて知り得た情報を目的外に利用することがないように、本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会により徹底した指導を実施している。

また、電気通信事業法の改正（平成23年11月30日施行）を踏まえ、禁止行為規定遵守措置等報告書（令和7年6月30日）に記載のとおり、顧客情報管理システムへの適正なアクセス権限の設定、社内規程・委託契約の整備や運用ルールの見直し、監査・監督体制の強化等を通じ、情報セキュリティ及び法令遵守の一層の徹底を図っている。

- ② 電話の業務で取得した顧客情報については、公正競争の確保及び顧客情報保護の徹底を図るため、以下の内容について本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会により徹底した指導を実施している。
 - i) 顧客情報を、他事業者と競合する業務に関し不適切に流用しないこと。
 - ii) 出力した情報は使用後に廃棄処理すること。
 - iii) ID管理により顧客情報管理システムの操作が可能な社員を限定すること。

等

また、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、既存のサービスとのバンドルサービスの提供を差し控える考えである。

本業務の営業活動の子会社等に委託する場合にあっては、自ら営業活動を行う場合と同様に、当該子会社等を通じた営業活動においてもファイアーウォールを確保するため、顧客情報等の厳格な取扱いについて指導することとしている。

(5) 不当な内部相互補助の防止（会計分離等）

本業務に関する収支については、電気通信事業会計規則に準じた配賦計算を行うことにより、他の電気通信役務に関する会計と分計する考えである。

また、コスト配分については電気通信事業会計規則に準じた費用配賦を行う考えである。

なお、営業活動等に係る費用については、自らの子会社等に委託する場合を含め、原則、直接賦課の方法による費用配賦を行い、それが不可能な場合においても、商品別の稼働時間、訪問・取扱件数、新規獲得件数等に基づいた適切な配賦基準により、その他のサービスに係る営業費用と分計する考えである。

(6) 関連事業者の公平な取扱い

本業務は、当社の地域電気通信サービスを利用していないお客様を含む全国のお客様に対して、お客様のニーズ（機能や仕様、価格）に合ったお客様が所有する設備等に係る業務を実施するものであり、本業務を営むにあたって当社の地域電気通信サービスの利用を必須としておらず、既に他の企業等が実施している業務と同様のものであることから、他事業者においても実現可能な業務である。

また、本業務を営む上で、お客様からの多様なニーズ（機能や仕様、価格）に応えるために、本業務の一部を当社から他の企業へ委託することも予定している。その中で、「NTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン」に規定されている他の市場支配的な電気通信事業者へ委託を行う場合もありうるが、委託先は当社がお客様のご要望に応じて比較・選定し決定するものであり、当社が当該事業者を不当に優遇することはない。また、当社は当該事業者と排他的な共同営業を行う考えはないことから、他事業者との公平性は確保されているものとする。

(7) 実施状況等の報告

(１)～(６)の各種措置の実施状況・収支状況・利用状況については、毎事業年度経過後６ヶ月以内に総務大臣に報告し、これを公表する考えである。

ただし、報告資料のうち、費用(収益)項目一覧及び社内文書・規定類等については、それぞれ以下の理由により非公表とする。

- ・費用(収益)項目一覧：経営上の秘密に属する情報に該当するため。
- ・社内文書・規定類等の一部：コーポレートガバナンスを構築する上でノウハウの保持が必要なため。また、公表することにより悪意の第三者による違法若しくは不当な行為を容易にし、またはその発見を困難にするおそれがあるため。

以上の措置を講ずることにより、本業務を実施しても電気通信事業の公正競争の確保に支障を及ぼすおそれはないと考える。

添付資料

収支算定・費用算定の考え方

収支算定・費用算定の考え方

【収入】

算定方法
お客様毎の受託額の総計

【費用】

	算定方法
必要経費	業務の実施に必要なとなるコスト(物品費、委託費等)を計上
営業費	対象サービスの提供に必要なとなる営業費